

発議第 4号

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級  
編制標準の改善を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政  
庁に提出するものとする。

令和3年9月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小 梅 洋 子

賛成者 江差町議会議員 小 野 寺 真

” ” 小 林 くにこ

” ” 出 崎 太 郎

” ” 大 門 和 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総  
務大臣

特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び  
特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2010（平成22）年度の12万1,815人から2020（令和2）年度には14万4,823人と、10年間で2万3,008人増えています。（令和2年度学校基本調査）一方、学校数は2010年度が1,039校で2020年度が1,149校と110校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

各学校では、1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「学校設置基準」（学校を設置するのに必要な最低の基準）が、特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも「設置基準」を適用させるなど、実効性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密を解消や教育環境の改善にはつながりません。また、実効性のある「設置基準」を具体化させるためには大幅な予算増も必要です。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2010年度14万5,431人から2020年度30万540人と約2.07倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学生では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

よって、江差町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに国の財政支援を拡充すること
2. 特別支援学級の学級編制標準を改善すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月14日

江差町議会議長 打越 東亜夫